

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	八王子市 児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>八王子市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいそのほかの事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	—

評価実施機関名
八王子市長

公表日
令和3年7月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者からの認定請求・額改定請求の受理、審査 ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ・現況の届出の受理、審査 ・各種届出、請求の受理、審査 ・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め <p>【マイナポータルにおけるお知らせ通知の事務内容】 児童手当事務における認定請求書について、(郵送・窓口での交付)とあわせて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて(申請者本人・保護者)に対して通知を行う。</p> <p>【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)等の規定に基づき、認定請求等に関する申請・届出の受付等を行っている。 ・市民等が属性に応じて必要な情報を検索できるよう、児童手当事務に係る情報を登録する。 <p>児童手当に関する事務において必要となる申請内容、個人番号、個人情報(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面、又は、抽出データ等により取得するもの)と電子申請時の本人性確認情報等の電子申請データファイルの取得・受け渡しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の印刷を行う。 <p>※特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。児童手当に係る申請・届出の受付、児童手当事務に係る電子的なお知らせ等の送受信をマイナポータル等を介して行う。</p>
③システムの名称	統合福祉システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 住民基本台帳ネットワークシステム 東京共同電子申請・届出サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル 電子申請データ 電子申請抽出データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 26、30、87の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 19、44の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 74、75の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟4階 子ども家庭部子育て支援課（市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟4階 子ども家庭部子育て支援課 042-620-7368

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月16日	I-1-② 事務の概要		以下を追記 【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】 児童手当又は特例給付の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得し、本人性確認を行う。以降、電子申請データと呼ぶ)	事前	電子申請への対応
平成27年12月16日	I-1-③ システムの名称	統合福祉システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 住民基本台帳ネットワークシステム	統合福祉システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 住民基本台帳ネットワークシステム 東京共同電子申請・届出サービス	事前	電子申請への対応
平成27年12月16日	I-2 特定個人情報ファイル名	児童手当ファイル	児童手当ファイル 電子申請データ	事前	電子申請への対応
平成27年12月16日	I-8 連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟4階 子ども家庭部子育て支援課	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟4階 子ども家庭部子育て支援課 042-620-7368	事後	電話番号の追記
平成28年4月1日	I-5-② 所属長		武田 衛	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年11月10日	I-1-② 事務の概要	【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】 児童手当又は特例給付の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得し、本人性確認を行う。以降、電子申請データと呼ぶ)	【マイナポータルにおけるお知らせ通知の事務内容】 児童手当事務における認定請求書について、(郵送・窓口での交付)とあわせて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて(申請者本人・保護者)に対して通知を行う。 【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】 ・児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)等の規定に基づき、認定請求等に関する申請・届出の受付等を行っている。 ・市民等が属性に応じて必要な情報を検索できるよう、児童手当事務に係る情報を登録する。 児童手当に関する事務において必要となる申請内容、個人番号、個人情報(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面、又は、抽出データ等により取得するもの)と電子申請時の本人性確認情報等の電子申請データファイルの取得・受け渡しを行う。 ・申請書の印刷を行う。 ※特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。児童手当に係る申請・届出の受付、児童手当事務に係る電子的なお知らせ等の送受信をマイナポータル等を介して行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年11月10日	I-2 特定個人情報ファイル名	児童手当ファイル 電子申請データ	児童手当ファイル 電子申請データ 電子申請抽出データファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
令和1年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名		課長	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	VI リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 8.監査	-	自己点検、内部監査	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 対象人数及び取扱者数の計数判定日	平成27年6月1日	令和2年6月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出